

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 告 示

公共測量実施の通知(五二九・建設管理課).....	2
開発行為に関する工事の完了(五三〇・仙北地域振興局建設部).....	2
公 告	
市町村官土地改良事業計画の変更の同意(北秋田地域振興局農林部).....	2
土地改良事業工事の完了の届出(秋田地域振興局農林部).....	2
県営土地改良事業計画の決定(仙北地域振興局農林部)三件.....	3

目 次	ページ
保安林の指定解除の予定(五二七・山本地域振興局農林部).....	1
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(五二八・商工業振興課).....	1

告示

保安林の指定解除の予定(五二七・山本地域振興局農林部)..... 1

大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(五二八・商工業振興課)..... 1

秋田県告示第五百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年六月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

森 林 の 所 在 場 所			全 面 積		保 安 林 面 積	保 安 林 解 除	指 定 の 目 的	解 除 の 理 由	
郡 市 町 村	(大字)	字	地 番	台 帳 見 込 み (平方メートル)	見 込 み (ヘクタール)	面 積 見 込 み (ヘクタール)			
山 本 郡	山 本 町	下 岩 川	根 小 屋 沢	二 九 〇 六	四 二 四 ・ 八 二 〇	四 二 一 ・ 四 八 二 〇	〇 ・ 六 〇 五 八	干 害 の 防 備	道 路 用 地 と す る た め

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部並びに山本郡山本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第五百二十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十七年六月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社サンデー 代表取締役 和 田 正 徳
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
青森県八戸市根城六丁目二十二番十号

サンデー花輪店  
 秋田県鹿角市花輪字倉前平六十二番地二

(三) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 株式会社サンデー 代表取締役 田村圭三

変更後 株式会社サンデー 代表取締役 和田正徳

(四) 変更の年月日

平成十七年五月十二日

(五) 変更する理由

任期満了による代表者の変更による

二 届出年月日

平成十七年五月二十五日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

鹿角市役所 観光商工課

(二) 縦覧期間

平成十七年六月七日から同年十月七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百二十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四

条第一項の規定により、次のとおり国土交通大臣から公共測量実施の通知があったた

で、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十七年六月七日

一 作業の種類

公共測量

秋田県知事 寺田典城

二 作業を行う地域

湯沢市雄勝地域  
 三 作業を行う期間

平成十七年五月二十七日から同年七月五日まで

秋田県告示第五百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十七年五月十七日付け指令仙建十九一で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年六月七日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田市寺内字神屋敷二百九十五番地三十七

トヨタカーラ秋田株式会社 代表取締役 伊藤哲之

二 開発区域に含まれる地域の名称

大仙市大曲飯田町四百三十七番一、四百三十七番四、四百三十七番六、四百三十八番一、四百三十八番二、四百三十八番四、四百三十九番一、四百四十五番一

大仙市飯田字家ノ前三十三番一、三十四番、三十五番、三十六番一、三十六番三、三十六番四、三十六番五

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、北秋田市から協議があった土地改良事業(根小屋地区基盤整備促進事業)計画の変更について、平成十七年五月二十七日同意したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年六月七日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、雄和中央土地改良区から土地改良事業(樺川地区基盤整備促進事業(かんがい排水))に係る工事が平成十七年一月二十五日完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十七年六月七日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、大  
 仙市堀見内字東谷地村百九番地二小林一雄ほか二十人から申請があつた県営土地改良  
 事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告  
 し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年六月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（仙北西地区ほ場整備事業（区画  
 整理型））計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十七年六月八日から同年七月五日まで
- 三 縦覧場所 大仙市役所

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、仙  
 北郡田沢湖町生保内字中宿五十五番地一荒木田吉郎ほか十四人から申請があつた県営  
 土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づ  
 き、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年六月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（手倉・相内端地区ほ場整備事業  
 （区画整理型））計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十七年六月八日から同年七月五日まで
- 三 縦覧場所 仙北郡田沢湖町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、大  
 仙市南外字上中宿三番地一伊藤幸造ほか十五人から申請があつた県営土地改良事業の  
 施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次  
 のとおり縦覧に供する。

平成十七年六月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（水沢々堤地区ため池等整備事業  
 （一般型））計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十七年六月八日から同年七月五日まで
- 三 縦覧場所 大仙市役所

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄